

第434号

(昭和29年5月24日)  
(第3種郵便物認可)

# 危険物新聞

毎月25日発行  
平成2年2月25日

(1)



第434号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会  
編集人 松村光惟

大阪市西区新町1丁目5-7  
四つ橋ビル  
TEL (531) 9717・5910  
定価 1部 60円



保安講習の受講期限が変わりました。

保安講習は3年ごとにあります。昭和56年及び昭和62年5月～12月に受講された方は、平成2年に受講する必要があります。  
消防庁/計全面危険物安全協会

## おとなりに あげる安心 火の始末

3月1日～3月7日 春の全国火災運動

平成2年春の全国火災予防運動は「おとなりにあげる安心火の始末」  
を統一語標で、3月1日から1週間、全国一斉に実施される。

# 危険物データベース

## 1. 危険物データベースの制度の概要

来る5月23日から施行される危険物の指定は、品名以外に試験検査により分類することになった。

例えば、某塗料会社で製造する合成樹脂エナメル（商品名A）は、従来、法別表及び規則別表により、第3石油類としてとりあつかわれてきた。

ところが今回の改正により、塗料の種類には関係なく、液状確認、引火点測定試験により評価の結果「第2石油類」に判定されたとすると、その商品Aは第2石油類として、末端消費まで流通することになる。その間、出荷センター、問屋、小売店或いは消費先において貯蔵倉庫や販売店等を設ける場合や取扱う場合、商品Aの第2石油類としての評価確認が必要となり、問屋や販売店等がそれぞれ同じような確認試験を行うことになる。

そこで、はじめにメーカーが確認試験を行えば、確認試験結果を消防庁で登録し、後日、販売店や消防機関が商品Aの確認をするとき、改めて試験をしなくとも、データベースから登録確認書（データ）が交付され、これが確認試験結果報告書に代って資料となる制度である。

その窓口は、法施行前は消防庁で、5月23日以降は消防機関となり、データベース登録確認書の交付は危険物安技術協会となる。

## 2. 危険物データベースの仕組み

現在流通している物品について、事業者は確認試験を行い、その試験結果は業界団体等を通じ消防庁へ提出する。

5月23日以後は、設置許可申請書等に添付され、消防機関から都道府県を通じ消防庁へ提出される。

提出されたデータはその記載内容について確認の上、問題のない物品についてはコンピューターに入力され、事

実上消防庁に登録されたことになる。

このようにして全国各地で行われた確認試験のデータは、消防庁に一元化され登録される。

### 3. 危険物データベースの登録

データベースに登録する物品は、原則として、消防法別表の品名欄の物品並びに、政令別表第4の品名欄の可燃性液体類及び可燃性固体類である。

登録は、成分組成の異なる物品ごとに入力され、登録項目は次のとおりである。

- ① 登録申請者名
- ② 試験物品名又は商品名
- ③ 品名
- ④ その他

また、消防機関は、実施した危険物の判定結果を、6ヶ月ごとに消防庁へ報告し、同様に登録される。

### 4. 判定結果についての照会

データベースはその内容により企業（秘）のものもあり、その照会に対する回答は慎重であるべき性質のものである。

#### 危険物データベース登録確認書

別記様式第2

平成 年 月 日
危険物データベース登録確認書
危険物保安技術協会 印
1 登録番号
2 試験物品名または商品名
3 登録申請者名
4 確認試験判定結果

様式のサイズはA5とする。

ハツタは先端技術とふれあいの心をいかします

## Hi-Tech & Hi-Touch

ハイテック&ハイタッチ

平成の新しい時代——

社会を火災から守るという創業時の信念を貫きながら  
新しいメッセージでスタートします

HATSUTA

営業品目

消火器／消火装置（システム）／消火薬剤  
特機商品／防災商品／自火報



株式会社 初田製作所

本社・工場 / 〒573 大阪府枚方市招提田近3丁目5番地  
TEL(0720)56-1281(大代) FAX(0720)56-1472

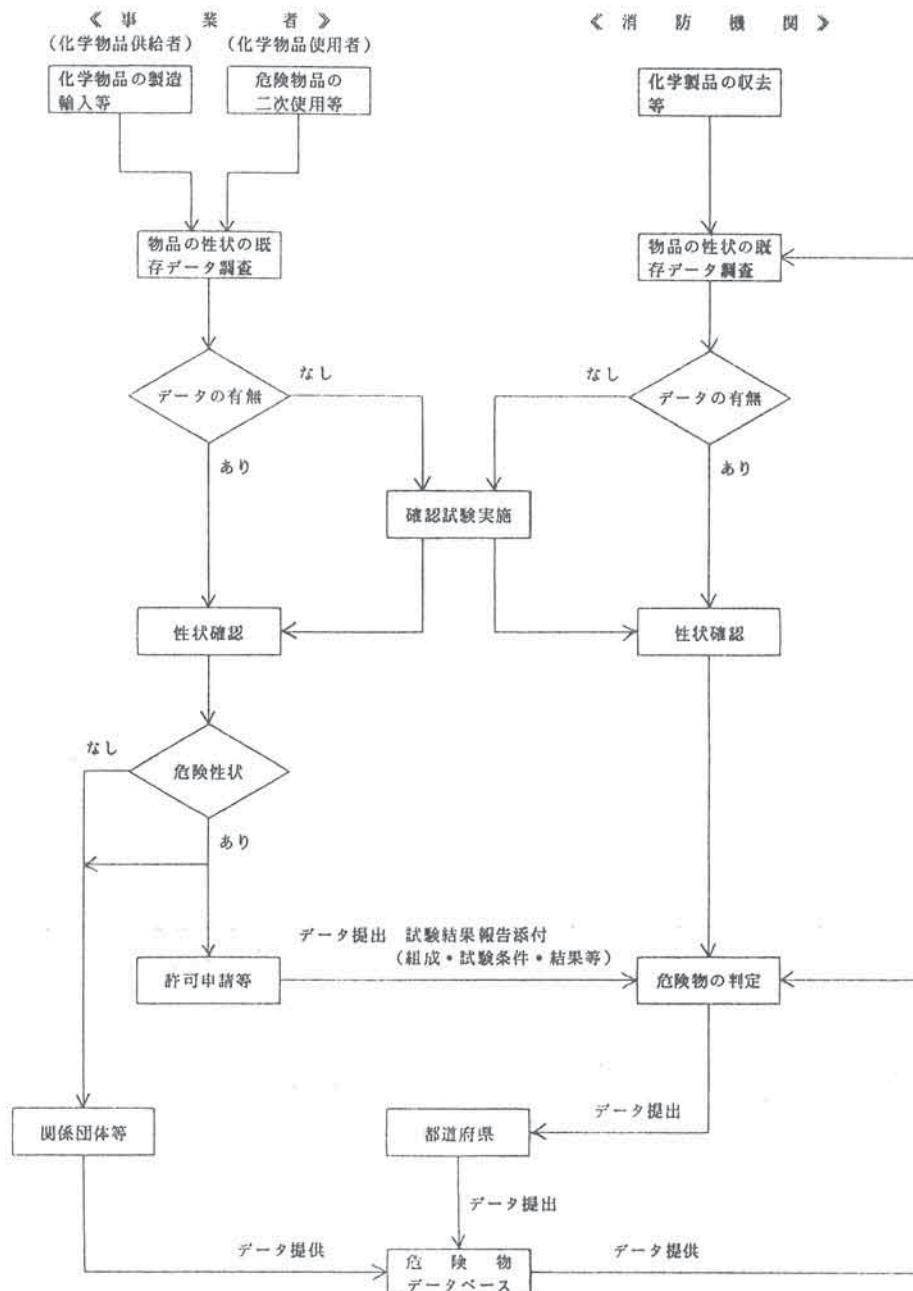
そこで、原則としては、消防機関が行政上必要とする場合に消防機関が消防庁に問合せて、そのデータを入手することになる。

一方、守秘義務を確保しながらこのデータを活用するため、危険物保安技術協会が行うデータベース登録確認書発行制度の利用がある。

これは、登録された物品について、登録した事業者が危険物保安技術協会に申請すると、登録内容が確認書として交付される。(交付手数料1件700円)

交付は原則的に登録を行った事業者に限られるが、登録時に、そのデーター、第三者への交付をしても差支ないむね記載されていれば、第三者への交付もされる。

### 危険物データベースの仕組み



## 危険物施設の廃止等に伴う 安全措置の徹底を

昨年12月19日、大阪市内のY産業ガソリンスタンドで、全面改修工事中、付近住民からガソリン臭があるとの通報で消防隊出動等大騒ぎが発生した。トラブルは周辺火気使用制限や下水道の洗浄等で火災等の事故には至らなかつた。

事故は、給油所の全面改修工事をするため、旧施設の撤去工事を行っていた。ところが地下専用タンク(9000ℓ)に約200ℓのガソリン残油があったため、18日タンク内に油処理剤と水道水を投入し、残油を処理し、水中ポンプで油分離槽を通じ下水道へ放流した。油処理剤で処理された残油の一部が分離し、ガソリン蒸気となって発生し付近住民が臭い臭いと大騒ぎになったものとみられる。

### 大阪市消防局、安全指導強化

大阪市消防局では、この事故を重視し、法令改正や社会情勢からみて、今後この種の変更工事が増加するものと予想して一層事故防止対策の指導を強化することになった。

危険物施設、とくにタンクや危険物収納の機器類の廃止撤去については、次のことを励行するよう注意している。

#### (施設廃止時における事故防止上の留意事項)

- 地中に油等が浸透している場合は、油等による汚染土の除去等を行うとともに可燃性ガスの測定を実施する等安全を確認のうえ工事を行うこと
- 危険物の貯蔵取扱い設備機器内に残存する危険物は完全に抜取り、乳化剤、中和剤等の洗剤で洗浄する等の措置を講じること
- 危険物の貯蔵取扱い設備機器等の解体時に火気の使用

又は火花等の発生するおそれのある工事を行う場合にあっては、可燃性ガスの測定を実施する等安全を確認し行うこと

- 地下に埋設されたタンク、配管等は埋殺しすることなく撤去すること

なお、やむを得ず埋殺しをする場合は、乳化剤、中和剤等の洗剤で洗浄等を行い、可燃性ガスを排除したうえ水又は砂で封入し埋殺しを行うこと

- 危険物の貯蔵取扱い設備機器を他の工場へ持ち込んで解体等を依頼する場合にあっては解体工場の関係者に対し、危険物設備であったことを説明のうえ安全対策の必要性を認識させること

- 撤去又は解体作業を行う場合には、工事責任者を定め保安に関する防災対策を樹立し、工事施工業者等に対し十分周知徹底させること

なお、工事期間中は、工事責任者が立会い防災上の必要な指示を行うこと

- 廃止届出後危険物取扱い設備の一部又は全部を残したまま譲渡又は売却する場合は、安全対策上の必要事項をなるべく書面にて相手側に手渡すこと

### 大阪市消防局長に十河氏

同予防部長には新堂氏

大阪市では1月31日、局部級の人事異動を発令、国本局長勇退に伴う新局長に、十河将博予防部長が昇任され、予防部長には新堂衛中央消防署長が就任された。

▷消防局長 十河将博(予防部長)

▷総務部長 時田清(阿倍野区長) ▷予防部長 新堂衛(中央署長) ▷警防部長 吉田美次(浪速署長)

▷総務課長 富宅一成(水道局) ▷予防課長 黒川一夫(西成署長) ▷北署長 辰巳義雄(西署長) ▷中央署長(北署長) ▷西署長 山口隆生(安全対策課長)

▷浪速署長 沖浦吉彦(予防課長) ▷西成署長 岡本吉晃(計画課長) ▷市部局へ 岡田武(総務課長)

### 空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計  
遠隔式警報ユニット液面計  
各種液体タンク用液面計  
フローティングスイッチ・微圧スイッチ  
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全  
ローコストを追求する

**GIKEN**

TEL 06(358)9467(代表)



**株式会社技研**

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研クル ☎358-9467~8

## ■ 危険物施設の事故例 ■

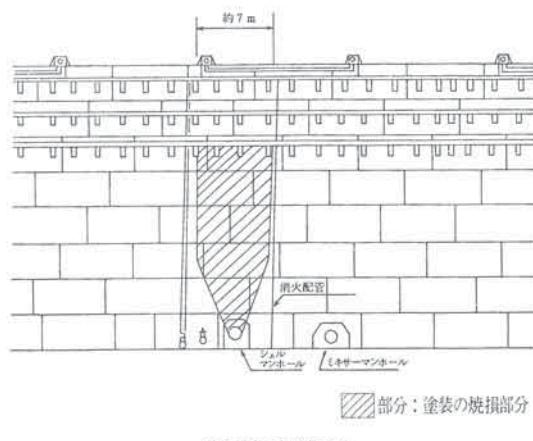
### マンホール開放中 屋外タンク出火

昭和63年12月、沖縄県内の屋外タンク貯蔵所において、マンホールを開放して油抜き等清掃作業中、火災になる事故が発生した。

#### 〔事故の概要〕

定期保安検査のため油抜き等清掃作業中、作業用のユニック車でシェルマンホールを開放するため、マンホールカバーを持上げたところ、ユニック車のエンジンに異常音が発生したため、エンジンを止めようとしたところ、ユニック車から黒煙が発生し、瞬時に運転席及びマンホール上部の側板塗装部分を焼損(約78.5m<sup>2</sup>)したものである。

事故の原因はタンクマンホール開放作業中、タンクマン



焼損箇所詳細図

ヤマト消火器株式会社が社名を変更し、  
ヤマトプロテック株式会社として、  
大きく、はばたいています。  
今後ともよろしくお願ひいたします。

#### ヤマトプロテック株式会社

東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151代  
本 社 〒537 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)976-0701代

■営業品目■ ビル防災設備/プラント防災設備/遮断・警報設備/家庭用防災機器/各種防災機器/各種消火器  
名古屋・札幌・仙台・新潟・大宮・八王子・千葉・横浜・静岡・富山・神戸・尾道・広島・松山・福岡・鹿児島/大阪工場

ホールから放出した可燃性ガスがユニック車の吸気孔より吸い込まれ、エンジン内部(シリンダー)で不完全燃焼をおこし排気孔より排出される際、マフラーの亀裂部で着火し、タンクマンホールに引火して火災にいたったと推定される。

なお、作業員6名のうち5名が負傷(火傷)している。

#### 〔問題点及び対策〕

- ① 工事作業書の見直し及び工事安全管理体制の強化を図ること。
- ② 作業時における安全管理、安全教育の徹底を図ること
- ③ その他

(財)全国危険物安全協会提供)

### 落雷により航空機用 給油所の地盤面破損

平成元年3月、東京都内の航空機用給油取扱所において落雷があり、そのためコンクリート地盤面が破損する事故が発生した。

#### 〔事故の概要〕

空港制限区域内の南端に位置する81番スポット付近において、ボーイング747型ジャンボジェット機が駐機して、乗客を降していたところ(機内には120名が残っていた)突然落雷があり、機体点検中及び荷下ろし作業中の職員8名が被雷により受傷した。また、81番と62番のスポットの地盤面にも落雷し、給油取扱所のコンクリート地盤面5箇所が破損したものである。

破損部分は大きいもので深さ15cm、幅40cm、長さ140cmあり、周囲には30cm大のコンクリート片が散らばっていた。

事故当日、東京地方は上空15,000mにマイナス31℃という真冬なみの寒気が流れ込む一方、地上は最高気温16℃とやや高めとなり大気が不安定で雷雲が発生しやすい状況であった。



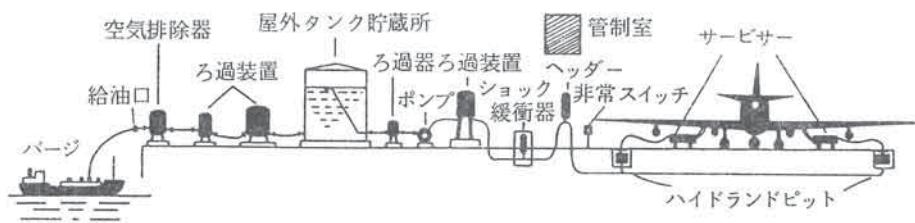
給油取扱所の地盤面はワンスパンを5m×5mの正方形に目地切りしてあり、なおかつ不等沈下防止のためにコの字型の鉄筋をステップル状にスパンとスパンに渡らせてある。

地盤面への落雷地点は全て目地切り部分近くであることから、地盤面への落雷の原因は不等沈下防止用のコの字型の鉄筋に起因しているものと推定される。

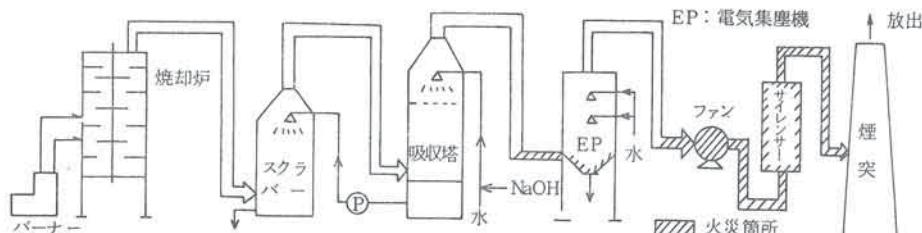
#### 〔問題点及び対策〕

- ① 消防機関への通報内容に事故現場の所在誤りがあった。
- ② 航空機の駐機中に落雷し、負傷者がいた事故は極めて珍しく過去10年間においても例がない。アース等により接地したとしても、大容量の電気エネルギーを排除することは困難であり、実効性のある対応策は現在のところない。
- ③ その他

(財)全国危険物安全協会提供)



ハイドランド給油方式概要図



汚泥焼却工程図

## 消防点検は…マルナカ



**マルナカは、社会に「安心」を  
提供する防災のプロフェッショナルです。**

本社 〒530 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 TEL (06)371-7775(代)

東京本社 〒113 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 TEL (03)944-0161(代)

神戸マルナカ 〒653 神戸市長田区東尻池町3丁目4番19号 TEL(078)681-5771(代)

## 汚泥焼却場の 集塵装置より出火

平成元年2月、愛知県内の汚泥焼却施設（一般取扱所）において、電気集塵機内に溜っていた炭水化物から出火する事故が発生した。

### 【事故の概要】

下水の汚泥焼却場において約8ヶ月間停止していた焼却炉の試運転を行ったところ、電気集塵機内に溜っていた乾燥した粉塵炭水化物（可燃物）が、通電時の放電火花により着火燃焼し、煙道内に堆積していた粉塵炭水化物及び煙道内ゴムライニングに延焼した。

事故の原因は、試運転前の点検が不十分であったため電気集塵機内の電極に付着していた粉塵炭水化物がコロナ放電の火花により、着火して火災となったもので、着火した粉塵のうち微細なものは排気ファンに吸引されてファン付近で燃焼し、塊状の粉塵は下部に落下し、集塵機底部及び煙道入口付近で着火したものと推定される。なお、電気集塵機は湿式であり通常の使用では散水するが、試運転時は散水していないかったため粉塵に着火したものと考えられる。

### 【問題点及び対策】

① 湿式の電気集塵機については、試運転時においても散水するとともに、粉塵の清掃等機器の清掃、保守点検を

### <参考図書案内について>

◆89年新版 消防関係法規集	¥ 1,340
(内容: 平成元年5月1日現在)	
◆危険物改正法令経過措置マニュアル	¥ 1,500
◆よくわかる危険物実務ハンドブック	¥ 1,100
◆危険物確認試験実施マニュアル	¥ 2,300

大阪市危険物安全協会 06-531-5910

万全に行う。

### ② その他

(附)全国危険物安全協会提供)

## 全危協・会長研修会

（附）全国危険物安全協会では、新年恒例の各県危連長・事務局長研修会を、1月19日午後3時から、東京・スクワール麹町で開催した。

研修会は、消防庁次長島崎実氏を講師に招へい、「最近の消防の動向」について講演を聴き、引き続き全危協よりの伝達事項があった。

また、研修会後、消防庁木村長官、島崎次長、次郎丸危険物規制課長他消防庁幹部、中条全国消防長会々長等来賓多数ご臨のものと、新年互礼会が開催され6時半散会した。

Mr dangerous #193 by せお理



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備

創業30年の実績と経験で信頼いただけます

スプリンクラー設備

防災のことならサンワにお任せください

ドレンチャーレ設備

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

泡消火設備

株式会社 三和高会

ガス消火設備

本社 大阪市西区京町堀2丁目1番17号

粉末消火設備

〒550 電話 (06) 443-2456(代)

自動火災報知設備

平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号

避難設備

〒547 電話 (06) 707-3341



## 大阪府第3回危険物試験結果

## 乙種4類合格率40.9%

消防試験研究センター大阪府支部では第3回の危険物取扱者試験を12月10日実施したが、その合格発表が1月11日行われ、結果が次のように発表された。

乙種第4類は合格率40.9%（平成元年度第1回32.0%、第2回39.1%）と好成績であった。

## 第3回（12月）試験結果

	受験者数	合格者数	合格率%
甲種	480	214	44.6
乙1	80	58	72.5
乙2	58	41	70.7
乙3	38	33	86.8
乙4	3,407	1,392	40.9
乙5	78	58	74.4
乙6	95	66	69.5
丙	914	661	72.3

## 次の危険物取扱者試験は6月

## 講習は5月に開催

大阪府の危険物取扱者試験は6月に実施される予定で、5月に改正施行される新法によるはじめての試験となる。法改正の中味からみて、受験用資料で改訂が予想されるのは、危険物関係法令と危険物各論で、乙種4類及び丙種

は法令関係だけが若干変るものとみられる。

## 5月の講習は、乙4と丙

受験準備講習は5月に開催するが、危険物別表改正に伴う危険物各論のテキスト等準備の都合により、5月期には甲種の準備講習は実施しない。

平成2年度の試験と講習の年間予定は次のとおりで、試験は毎回、甲、乙、丙種のすべての種目について実施される予定である。

## 平成2年度の試験・講習の計画

	(試験)	(講習の種類)
第1回	6月上・中旬	乙種4類と丙種
第2回	10月上旬	甲、乙、丙種
第3回	12月上旬	乙種4類と丙種
第4回	2月中旬	甲、乙、丙種

（注）試験の時期は若干変ることがある。

平成2年度保安講習  
受講期限3年に

危険物取扱者保安講習の期限が5年から3年に短縮され昭和62年5月1日以後に、①受講した者、又は②資格を取得した者は受講期限が3年となり、いよいよ本年5月以降該当者が受講することになった。

また、昭和60年から昭和62年4月末日までに受講した者も、本年が受講期限となり、平成2年度は受講者数が例年の約2倍となる。

本会ではこれに対応し、平成2年度は前年度の約2倍の会場を設定する予定で計画をすすめている。その計画によると、6月以降平成3年2月末までの期間に講習が開催される見込みである。

安全が見える窓つき またひとつ超えました。



森田ポンプ株式会社

本社／〒544 大阪市生野区小路東5-5-20 TEL(06)751-1351(代)  
営業所／東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎  
静岡・富山・広島・松山・札幌・旭川

